



植物防疫法施行規則の改正について

国際ルール及び病害虫の危険度に対応した植物検疫制度を構築するため、令和元年7月29日、植物防疫法施行規則が改正されました。主な改正点は、①輸入禁止となる地域及び植物（別表2）、②輸出国で栽培地検査が必要な地域及び植物（別表1-2）、③輸出国で検疫措置が必要な地域及び植物（別表2-2）、及び④国内で移動禁止となる地域及び植物（別表6）の見直しです。新たな規則は、①及び③の発生地域の削除については即日、それ以外については令和2年1月29日から施行されます。改正内容の詳細は、植物防疫所ホームページ（http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/index.html）をご覧ください。また、地域及び植物ごとの輸入条件は、輸入条件データベース（<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>）で調べることができます。

① 輸入禁止となる地域及び植物（別表2）の改正

主な変更として、チチュウカイミバエの寄主植物としてユーゲニア属生果実が追加されました。また、ミカンコミバエ種群の発生地域としてエチオピアなどが追加され、寄主植物としてアキー生果実などが追加され、あんず、すもも及びもも生果実が削除されました。

| 項 | 対象病害虫 | 地域の追加（又は削除） | 対象植物の追加（又は削除） |
|----|---|-----------------------------------|---|
| 1 | <i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ) | — | 【生果実】 ユーゲニア属植物 |
| 2 | <i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群) | エチオピア、ケニア、スワジランド、ナイジェリア、南アフリカ共和国等 | 【生果実】 アキー、きゅうり、にがうり、カリッサ属植物、グミ属植物、さくら属植物、ユーゲニア属植物等（※削除：あんず、すもも及びもも） |
| 3 | <i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ) | — | 【生果実】 ユーゲニア属植物及びミロバランすもも |
| 4 | <i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ) | — | 【生果実】 ふじまめ |
| 8 | <i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌) | (削除：ラトビア) | — |
| 10 | <i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ) | エジプト | — |
| 11 | <i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ) | フィンランド、アルジェリア及びケニア | — |
| 16 | <i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌) | (削除：エストニア) | — |

※ミカンコミバエ種群の対象植物として「さくら属植物」が追加されたため、さくら属に含まれる個別の種である「あんず、すもも、もも」を削除しました。

② 輸出国における栽培地検査が必要な地域及び植物（別表1の2）の改正

主な変更として、テンサイシストセンチュウの発生地域としてシリア、ポルトガルなどが追加され、寄主植物としてほうれんそう及びトマトの地下部が追加されました。

| 項 | 対象病害虫 | 地域の追加 | 対象植物の追加 |
|----|--|--------------------|------------------------------------|
| 1 | <i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクロトゲコナジラミ) | アルゼンチン | — |
| 2 | <i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ) | ミャンマー、南アフリカ共和国等 | 【生果実】 しまほおずき |
| 4 | <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ) | エジプト、シリア及びポルトガル | 【栽培用に供し得る地下部】 ほうれんそう及びトマト |
| 7 | <i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ) | 中華人民共和国 | 【栽培用に供し得る地下部】 アヌビアス属植物 |
| 8 | <i>Meloidogyne enterolobii</i> | インド、台湾、ケニア、ナイジェリア等 | 【栽培用に供し得る地下部】 ショウガ、パオバブ、ヒロセレウス属植物等 |
| 10 | <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌) | アルジェリア | — |
| 11 | <i>Phytophthora kernoviae</i> | チリ | — |
| 12 | <i>Phytophthora ramorum</i> | ポルトガル及びブルクセンブルク | — |

③ 輸出国における検疫措置が必要な地域及び植物（別表2の2）の改正

主な変更として、スイカ果実汚斑細菌病菌の発生地域に大韓民国が追加され、宿主植物としてきゅうり、すいか、とうがんの苗などが追加されました。

| 項 | 対象病害虫 | 地域の追加（又は削除） | 対象植物の追加（又は削除） |
|----|--|--------------------------------------|---|
| 1 | <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ) | — | 【生果実】こたちとまと、きいちご属植物※及びすのき（こけもも）属植物※（削除：レモン及びライム） |
| 6 | <i>Bactericera cockerelli</i> | ノーフォーク島 | 【生茎葉及び生果実】こたちとまと |
| 15 | <i>Trioza apicalis</i> | エストニア | — |
| 16 | <i>Phytophthora kernoviae</i> | チリ | — |
| 17 | <i>Phytophthora ramorum</i> | ポルトガル及びブルクセンブルク | — |
| 19 | <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) | 大韓民国 | 【栽培用植物（果実を除き、種子を含む）】きゅうり、すいか、せいようかぼちゃ、とうがん等 |
| 20 | <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> | イスラエル、イタリア、エストニア及びギリシャ | 【栽培用植物（種子及び果実を除く）】あめりかほうふう（パースニツフ）、おらんだぜり（パセリ）及びチャービル |
| 21 | <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (Psa3) | オーストラリア | 【栽培用植物（種子及び果実を除き、花粉を含む）】しまさるなし |
| 23 | <i>Xylella fastidiosa</i> | スペイン (削除：トルコ) | 【栽培用植物（種子及び果実を除く）】ティランジア・ウスネオイデス、せんねんぼく属植物、ペラルゴニューム属植物、ラウアンドウラ属植物等（削除：びろうどとねりこ） |
| 24 | <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) | バングラデシュ、スペイン、メキシコ及びモンテネグロ (削除：チリ) | 【栽培用種子】はりなすび 【栽培用に供し得る生植物（種子及び果実を除く）】ダツラ・レイクハルティー、はりなすび等 |
| 25 | <i>Pepino mosaic virus</i> | トルコ及びモロッコ (削除：フィンランド) | 【栽培用に供し得る生植物（種子及び果実を除く）】めほうき |
| 27 | (削除：Mexican papita viroid) | — | — |
| 31 | <i>Tomato planta macho viroid</i> | カナダ | 【栽培用に供し得る生植物（種子及び果実を除く）】ソラムム・カルディオフィルム |
| 32 | <i>Peronospora chlorea</i> (トルコギキョウベと病菌) (新規) | 台湾、中華人民共和国、オランダ等 | 【栽培用植物（果実を除き、種子を含む）】トルコギキョウ、エリトラエア・ケンタウレウム等 |

※メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入される生果実を除く。

④ 国内で移動禁止となる地域及び植物（別表6）の改正

ミカンコミバエの寄主植物として、すいか、せいようすももなどの生果実が追加されました。

| 項 | 対象病害虫 | 地域の追加 | 対象植物の追加 |
|---|---------|-------|--------------------------------------|
| 1 | ミカンコミバエ | — | 【生果実】すいか、せいようすもも、にがうり、パパイヤ、ユーゲニア属植物等 |

植物を輸入するときに注意しなければならないこと

日本に植物類を輸入する場合には、「植物防疫法」で、輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。検査証明書の添付のない植物類を持ち込んだ場合は輸入することができず、返送又は廃棄処分となります。また、海外旅行などの手荷物の中に、輸入申告のない種苗類や果物などの植物が確認された場合、3年以下の懲役又は100万以下の罰金が科せられます。ただし、検疫の対象とならない植物など一部除かれるものもあります。

検査証明書添付の必要性や植物の違法な持ち込みなどへの対応については、植物防疫所ホームページや国際空港でのアナウンスなどを通じて周知活動を行っています。

○植物防疫所ホームページ「重要なお知らせ」

<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

植物検疫制度へのなご一層のご理解とご協力をいただくため、植物の輸入手続の流れに沿って、特に注意しなければならない事項などについて改めて説明します。



1. 輸入条件の確認

植物検疫制度では、植物の輸入に際して、植物の種類・部位や用途、国・地域によってさまざまな規制を設けています。特に、日本に輸入できない植物（輸入禁止品）や、輸出国で栽培地検査・消毒措置などの特別な条件を満たしていないと輸入できない植物などがあり、輸入する計画段階でどのような規制があるのかを十分に確認しておく必要があります。

植物防疫所ホームページでは、植物の輸入条件

を検索できるデータベースを設けていますので、輸出国や生産国に加えて植物名・部位などの情報を入力し、輸入可能かどうか、また、輸入できる植物については検疫条件を確認しておくことをお勧めします。

○植物防疫所ホームページ

「輸入条件に関するデータベース」

<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>



なお、海外旅行などで植物を手荷物で持ち込むとされる方には「旅行者用簡易検索情報」のコンテンツも公開しています。主な国・地域別にお土産品としての持ち込みやお問い合わせの多い植物の輸入条件を早見表形式でご案内していますので、併せてご活用ください。

これらの検索データベースの利用法については、植物防疫情報第32号でも詳しく案内していますので、ご参照ください。

○植物防疫所ホームページ「旅行者用簡易検索情報」

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/traveler.html>



2. 検査証明書の取得などに関する情報の入手

検査証明書の取得方法など、諸外国の植物検疫制度について情報収集をされる場合には、各国が加盟している国際植物防疫条約のホームページに各国の植物検疫機関への連絡先が掲載されているほか、植物防疫所ホームページにも主要国の在日外国公館、植物防疫機関に関する情報を掲載していますので、各機関にお問い合わせください。

諸外国植物検疫機関への問い合わせ先

○国際植物防疫条約（IPPC）ホームページ

「Contact points」

<https://www.ippc.int/en/countries/all/contactpoints/>



○植物防疫所ホームページ「各国の検疫条件」

（各国連絡先、植物検疫条件など）

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#kakkoku>



3. 輸入許可制度について

最近、輸入許可証（Import permits for plants）に関係する照会が多くなっています。

日本に植物を輸入する際に必要な検査証明書を輸出国政府に求めると、輸出国によっては、日本政府が発行する輸入許可証の提出を求めることがあります。しかしながら、日本の植物検疫制度では輸入許可制度は採用していません。

これは、日本以外の国では植物を輸入する場合に事前に輸入許可を得て、輸入許可証の発行を受けた植物でないと輸入を認めない制度（輸入許可制度）を採用している国が多くあるためです。

そこで、昨年10月、各国の植物検疫機関あてに、日本が輸入許可制度を採用していないことをアナウンスするための書簡を送付しました。

検査証明書を取得する際、輸出国政府機関などから輸入許可証の提出を求められた場合には、この書簡の写しを提示するなどの対応をお願いします。書簡の写しについては以下の植物防疫所ホームページのコンテンツで前述の書簡の写をダウンロードし、提示するなどの対応をお願いします。

○植物防疫所ホームページ「輸入許可制度について」

http://www.maff.go.jp/pps/j/information/import_permit.html



4. 植物検疫の対象とならない植物

輸入植物検疫では、病害虫が付着する可能性のある植物はすべて検査の対象となりますが、家具や製茶のように高度に加工されたもの、瓶詰めされた乾燥香辛料など小売用の容器に密閉されているものなど、植物検疫の対象となる病害虫が付着するおそれがないものは輸入検査の対象になりません。

日本の植物検疫制度では検疫の対象とならない植物を以下のとおり例示していますが、この例示以外のものについても、加熱処理などの加工工程・容器包装などに関する情報や現物を確認して、病害虫の付着のおそれがないと判断されるものについては、輸入検査の対象としない場合があります。

輸入しようとする植物が植物検疫の対象となるかどうか不明な場合には、その植物の加工工程・容器包装などに関する情報を添えて、植物防疫所にご相談ください。

○検疫の対象とならない植物（輸入植物検疫規程第6条）

- ・ 製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器などの加工品
- ・ 木材こん包材（国際基準により処理されたもの）
- ・ 籐及びコルク
- ・ 麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱などの繊維製品及び粗繊維（原綿を含む。）であって植物の包装材料として使用されたことのないもの
- ・ 製茶、ホップの乾花及び乾たけのこ
- ・ 発酵処理されたバニラビーン
- ・ 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩などにつけられた植物
- ・ あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんの乾果
- ・ ココヤシの内果皮を粒状にしたもの
- ・ 乾燥した香辛料であって小売用の容器に密封されているもの

5. ネットショップで植物を購入する場合の注意事項

最近、海外のネットショップサイトで植物を購入し、海外から発送される場合、発送する国の植物検疫機関が発行する検査証明書が添付されてい

ないため、輸入検査で不合格となり廃棄・返送となる事例が多くなっています。このようなトラブルを避けるため、購入する植物がどこから発送されるものかを購入前に確認し、海外から送られる場合には、検査証明書の発給・添付が可能かどうかを販売者に確認してください。また、購入しようとする植物の輸入条件は、前述の「輸入条件に関するデータベース」などで事前に確認するか、植物防疫所にお問い合わせください。

なお、ネットショップでの植物の購入の際、輸送方法に国際郵便を利用する場合には、事前に輸入条件を確認することや検査証明書の添付などのほか、小包郵便物・小形包装物での輸入に限定されること（信書便物は不可）、郵便物外装に「植物在中」と表示すること、受け取った郵便物に「植物検査合格証印」の有無を確認することなどの注意事項があります。詳しくは、植物防疫所ホームページの「国際郵便物での植物類の輸入について」のコンテンツをご覧ください。

○植物防疫所ホームページ

「国際郵便物での植物類の輸入について」

<http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/yubin/yubin.html>



6. よくあるご質問について

植物防疫所ホームページでは、植物防疫所にお寄せいただいたご質問の中から、代表的なものを集約してQ&A形式で紹介しています。

商業ベースでの植物の輸出入業務関係については「事業者（輸入編）（輸出編）」、海外旅行による植物の持ち込みや持ち出しについては「旅行者（海外旅行編）」、輸入植物検疫制度の見直し関係については「輸入植物検疫制度の見直し」をそれぞれご参照ください。

○植物防疫所ホームページ「よくあるご質問」

http://www.maff.go.jp/pps/j/faq/faq_all.html



台湾向け生果実の輸出について

台湾は、平成18年2月1日から、日本を含めたモモシクイガ発生国からの寄主植物（サンザシ属、マルメロ、リンゴ属、アンズ、モモ、スモモ、ナシ属及びナツメ）生果実の輸入を禁止しました。モモシクイガは、リンゴ、ナシ、モモなどのバラ科の生果実に産卵し、ふ化した幼虫が果肉を食害しながら発育する害虫です。しかし、モモシクイガを含めたシクイムシ類については、都道府県での発生予察事業の対象として適切な防除が行われていること、選果作業を確実に行うことでシクイムシ類の被害果を除去できること、を基本にした日本の検疫措置案を台湾に提示して協議を重ねてきました。その結果、リンゴ属、ナシ属、モモ及びスモモについては、日本の提案した検疫措置により引き続き輸出されています。

1. 検疫条件の概要

対象となる生果実は、リンゴ属、ナシ属、モモ及びスモモです。ナツメ、アンズ、マルメロ及びサンザシ属生果実については、輸出できません。

主な検疫条件は、①都道府県による生産園地の登録及び植物防疫所による選果こん包施設の登録、②選果こん包施設への選果技術員の配置、③夜間作業の制限、④各こん包への台湾向けの表示、となっています。

2. 検疫の対象となる病害虫

検疫の対象となる病害虫はモモシクイガの他にミカンキイロアザミウマ、果実に食入するチョウ目などの台湾が検疫対象としている病害虫となっています。

3. モモシクイガが発見された場合の措置

(1) 輸出検査で発見された場合は、その荷口は不合格になり、輸出は認められません。

また、その荷口と同じ登録選果こん包施設で

選果こん包された台湾向け生果実については、輸出が停止されます。

(2) 台湾の輸入検査で輸出年度内に初めてモモシクイガが発見された場合、その荷口が生産された都道府県内の台湾向け生果実の輸出が直ちに停止されるだけでなく、同一都道府県内の全ての選果こん包施設及び生産園地の登録が取り消されます。

さらに、台湾の輸入検査で輸出年度内に再度モモシクイガが発見された場合は、全国の台湾向け生果実の輸出が直ちに停止され、国内すべての選果こん包施設及び生産園地の登録が取り消されます。

輸出を再開するためには、原因調査及び必要な改善措置を講じ、台湾側にその内容が適切と認められる必要があります。

4. おわりに

台湾向け生果実の検疫条件は、生産園地での病害虫の検査や輸出前の消毒を行わず、生産園地での防除と選果作業を確実に行うことでシクイムシ類の被害果を除去するというものであり、輸出産地の役割が重要な制度となっています。今後も台湾向け生果実の輸出を継続・発展させるため関係者のご協力をお願いします。



モモシクイガの被害果（青森県提供）

横浜植物防疫所

横浜港大黒ふ頭におけるCIQ[※]施設の整備について

横浜港大黒ふ頭のCIQ施設（大黒ふ頭客船ターミナル）が4月19日から使用開始され、5月7日までの間に、延べ9隻、約14,000名の訪日旅行客を迎え入れました。

完成したCIQ施設の総面積は約5,000 m²で、待合棟1棟と旅客ターミナル2棟から構成されているため、下船・乗船手続きを同時に行うことができるほか、客船を2隻同時に接岸させて、2隻の乗客の皆様が一度に入国することも可能となりました。

横浜港の観光船、クルーズ船が寄港する玄関口といえば「大さん橋」ですが、高さ55 mを超える超大型客船は横浜ベイブリッジを通過できないため、横浜港の大さん橋に寄港できませんでした。このため、超大型客船が横浜に寄港する場合、横浜ベイブリッジの外海側に位置する大黒ふ頭に接岸し、ふ頭の貨物用倉庫などを

利用して、入国する乗客の皆様への植物検疫対応を行っており、新たなCIQ専用施設の設置が望まれていました。

横浜港に入港する客船は今後も増加する見込みですが、引き続き病害虫の侵入防止に万全を期してまいります。

※CIQとは、Customs税関、Immigration出入国管理、Quarantine検疫を意味する頭文字の略称です。



名古屋植物防疫所

「日本の農業と自然を守る“植物防疫”展」の開催

皆様は、静岡県静岡市駿河区に所在する「ふじのくに地球環境史ミュージアム」をご存じでしょうか。

このミュージアムは、学校再編統合で廃校となった学校をリノベーションして、平成28年3月に、全国初の「地球環境史の博物館」として開館されました。

今年1月8日から2月3日まで、このミュージアムにおいて「日本の農業と自然を守る“植物防疫”展」と題する特別展示を設けていただきました。展示では、植物検疫制度全般の概要、輸入検疫、空港における検疫、輸出検疫、国内検疫、移動規制及び侵入警戒調査を説明したパネル並びに輸入穀類害虫、輸入木材害虫やミバエ類などの標本を展示するとともに、DVD「日本の植物検疫」を終日上映しました。

来場者は、土日を中心に家族連れが多く、期間中に3,718名が来館、輸入検疫で発見された小さな標本に特に関心を寄せているようでした。

展示のきっかけとなったのは昨年、名古屋植

物防疫所所内セミナーに、このミュージアムの岸本年郎教授を講師としてお招きし、「外来アリの現状と展望」の講演をしていただいたことがご縁となって、植物防疫について展示の構想が生まれました。

今後もこのミュージアムにおいて、新たな企画を提案して植物検疫の広報を行っていきたいと考えていますので、富士山を訪れた際にお立ち寄りになってはいかがでしょうか。



神戸植物防疫所

神戸植物防疫所管内の外航クルーズ船対応に伴う港湾整備

近年、外航クルーズ船の寄航が神戸植物防疫所管内でも増加しています。各港ではそれらに対応し、さらなるクルーズ船誘致に向け、港湾施設の整備が進んでいます。

神戸港では、大型クルーズ船の入港増や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う訪日外国人の増加に対応するため、中突堤ターミナルでのセキュリティ強化対策として金属探知機やX線透視装置の配置、また、第4突堤ポートターミナル（写真）では入国審査ブースの増設、動植物検疫カウンターの移設など入国手続き関連の諸整備が行われました。

鳥取県境港では、環日本海定期貨客船やクルーズ船、RORO船[※]などの物流ネットワークの拠点としての機能強化を図るため、CIQ設備や待合エリア、屋上送迎デッキなどが設けられた貨客船ターミナル「境夢みなとターミナル」の整備が進められており、2020年春の供用開始が予定されています。

高知港では、県が高知新港に整備していた客

船ターミナルが本年3月29日にオープンし、これまで船内または岸壁で行われていた税関・入管・動植物検疫などの手続きが迅速化され利便性が向上しました。

植物防疫所は、今後も関係機関と連携しながら、円滑で的確な植物検疫を実施してまいります。

※RORO船とは、Roll on Roll off shipの略称で貨物を積んだトラックやコンテナをシャーシ（荷台）ごと輸送する船舶のことです。



神戸ポートターミナル

門司植物防疫所

門司植物防疫所 鹿児島支所が新庁舎に移転

鹿児島港湾合同庁舎は築後55年以上経過し、老朽化が著しく、耐震安全性の基準を満たしていないことから、北へ約800mの鹿児島市浜町に新庁舎が建設され、平成31年3月末に完成しました。鹿児島支所も、新合同庁舎へ入居することとなり、入居官署では最も早い平成31年4月21日に事務所を移転しました。

庁舎は利用者の利便性を考慮し、JR及び市電の鹿児島駅や桜島フェリー桟橋から徒歩5分圏内に位置しています。

庁舎は8階建てで、防災拠点として必要な機能を確保しており、外観は安定感と公平を意識し、色彩は鹿児島伝統の陶磁器である薩摩焼の「白もん」と「黒もん」をモチーフとして白を主体とした外壁に窓枠などを黒で飾るコントラストとなっています。

また、入居する官署は鹿児島支所及び海上保

安庁のほか、出入国在留管理局や検疫所など、計7官署となります。

余談となりますが、事務室の窓からは雄大な桜島や霧島連山、穏やかな錦江湾に行き交う船舶など、素晴らしい眺望なの

ですが、反面、桜島からは何も遮るものがないこともあり、移転早々から噴火による降灰の洗礼を受けています。



新鹿児島港湾合同庁舎

移動規制植物等に関する広報強化週間の実施について

海外から植物を輸入する際の規制はご存知でも、国内で植物の移動規制があることをご存知の方は少ないかもしれません。

現在、沖縄、奄美、トカラ、小笠原など国内の一部地域には、アリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病など農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。

これら病害虫が発生地域以外にまん延することを防ぐため、発生地域からの病害虫やその寄主植物であるサツマイモやカンキツ類苗木などの移動が植物防疫法によって規制されており、植物防疫所では、これらの持ち出しが行われないよう、港や空港において取締りを行っています。

また、ゴールデンウィークや夏休み、年末年始など、旅行シーズンに合わせて「広報強化週

間」を年に3回設定し、全国一斉に重点的な周知活動を展開しています。



広報強化週間中は旅行者の方々に植物検疫のリーフレットを配布したり、生産者や旅行者、関係団体の方々にポスターやチラシを配布します。

平成31年度の移動規制植物等に関する広報強化週間
 第1回 平成31年 4月22日～26日
 第2回 令和元年 7月 8日～12日
 第3回 令和元年12月16日～20日

病害虫のまん延防止のため、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

最新情報

令和元年6月30日現在

| | |
|----------|---|
| 法令改正関係情報 | <ul style="list-style-type: none"> ●「植物防疫法施行規則」が改正され、携帯する植物を輸入できる空港として下地島空港が追加されました。また、当該改正に伴い「輸入種苗検疫要綱」、「輸入青果物検疫要綱」及び「輸入穀類等検疫要綱」が改正されました。(平成31年3月29日) ●「テンサイストセンチュウの緊急防除に関する省令」及び「テンサイストセンチュウの緊急防除に関する告示」が一部改正されました(平成31年3月4日) <p>改正内容は、防除期間の延長(平成31年3月31日までが令和2年3月31日までに延長)及び作付け禁止植物の追加(トマトの追加)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました(平成31年1月30日) <p>改正内容は、長崎県において新たにジャガイモストセンチュウの発生が確認されたことに伴うストセンチュウ発生地域を定めた表の一部更新です。</p> |
| 植物検疫関係情報 | <p>(輸入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ドミニカ共和国におけるチチュウカイミバエの根絶について」を掲載しました(令和元年5月15日) ●チリ共和国首都州Chacabuco郡Lampaにおいてチチュウカイミバエが発見されたため検疫規制地域が設定されました(令和元年5月8日) ●隔離検疫の手続きを更新しました(平成31年3月26日) ●チリ共和国首都州Santiago郡Pudahuelにおいてチチュウカイミバエが発見されたため検疫規制地域が設定されました(平成31年3月19日) ●チリ共和国のチチュウカイミバエに係る検疫規制地域が変更されました(平成31年2月19日) <p>チリ共和国首都州Santiago郡Ñuñoa、Valparaiso州Los Andes郡Los Andes及びValparaiso州Marga Marga郡Villa Alemanaの検疫規制地域についてチチュウカイミバエが根絶されたため解除され、同国首都州Santiago郡Rencaにおいてチチュウカイミバエが発見されたため検疫規制地域が設定されました。</p> <p>(輸出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「輸出入条件詳細情報」の検疫条件一覧表(早見表)(貨物、携帯品及び郵便物)を更新しました(令和元年6月6日) ●「各国の輸入規則等詳細情報」におけるタイの情報を更新しました(令和元年5月10日) ●「タイ向け輸出に係る日本産りんご、日本なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう及びびなすの生果実の生産園地及び選果こん包施設の登録について」の情報を更新しました(令和元年5月10日) ●EUの植物検疫規則付属書の改正(根菜類等への植物検疫証明書添付の義務化、一部植物の輸入要件の変更)について」を掲載しました(平成31年4月12日) ●台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成31年産もも・すもも)(平成31年4月5日現在)を掲載しました(平成31年4月5日) ●「タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧」の情報を更新しました(平成31年4月4日) ●「輸出入条件詳細情報」に英国の情報を新設しました(平成31年3月28日) ●「台湾向け検疫対象物の郵便による輸出について」を掲載しました(平成31年3月22日) ●「中国向けイヌマキの輸出について」の情報を掲載しました(平成31年3月18日) ●「タイ向け輸出に係る日本産メロン、すいか、きゅうり及びトマトの生果実の生産園地(温室)及び選果こん包施設の登録について」の情報を更新しました(平成31年3月7日) <p>(国内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農林水産省ホームページ「我が国が特に侵入を警戒している病害虫の特徴」にツマジロクサヨトウが掲載されました(令和元年6月18日) |